

令和8年5月吉日

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会会員 各位

取手地方広域下水道組合
管理者 中 村 修
(公 印 省 略)

公共下水道事業における受益者負担金・分担金制度について

新緑の候 貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本組合は、下水道法（昭和33年法律第79号）第3条第1項の規定による事務を執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第284条の規定に基づき、取手市とつくばみらい市により設置された一部事務組合であります。

下水道は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第3号に定める都市施設であり、本組合においては同法第75条の規定に基づき、昭和60年度から受益者負担金を徴収しております。

※区域により地方自治法第224条の規定に基づく分担金制度を施行（平成28年4月1日）。

受益者負担金・分担金は、供用開始に伴い、公共下水道が利用可能となるすべての土地を対象に賦課を決定のうえ徴収していますが、徴収猶予の基準に該当する土地については、受益者からの申請により徴収猶予を適用しております。本組合といたしましては、徴収猶予を決定した土地について変更が生じた場合は、本組合に必ず連絡する旨を受益者に周知しておりますが、徴収猶予決定当時から長期にわたり年月が経過している場合が多々あり、転用後の転売において受益者負担金・分担金に着目されずトラブルが発生するケースがございます。

受益者負担金・分担金については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第4項に具体的な明示があり、本組合としましては重要な物件情報であると認識しており、貴協会と協議したところ、会員の皆様に周知する旨の了解をいただいた次第であります。

つきましては、受益者負担金・分担金制度についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、宅地建物取引業者が行う土地取引に関しましては、受益者負担金・分担金についての確認を行い、重要事項説明の際に説明されますようよろしく願いいたします。

なお、取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年条例第1号）及び取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和59年規則第3号）については、本組合のホームページに掲載しておりますが、ご不明な点については、下記の連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

〒302-8558

茨城県取手市小文間173番地

取手地方広域下水道組合

経営課 料金係

電 話 0297-74-4127